

## 平成24年度 第21回 役員会議事要旨

日 時 平成24年12月26日（水） 10時30分～11時02分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，緒方理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事，向井監事，後藤学長室長

### 【 審議事項 】

（一括審議事項）

学長から，平成24年12月12日及び19日の役員会，12月19日の経営協議会（持ち回り審議），12月21日の教育研究評議会で，協議及び審議了承された5案件について，一括審議する旨の説明があった。

次いで，総務課長から，一括審議事項の概要について次のとおり説明があり，審議の結果，5案件とも了承された。

（1）大学教員の病気休職期間の見直しについて

本件は，学長からの諮問のあった「大学教員の休職期間について3年の範囲内とする」ことについて人事制度委員会で検討を行い，就業規則の所要の改正を行うもの。

（2）研究助教・研究講師の創設に伴う国立大学法人佐賀大学契約職員就業規則等の一部改正について

本件は，研究助教・研究講師の創設に伴い関係規則等について，所要の改正を行うもの。

（3）国立大学法人佐賀大学職員退職手当規程の一部改正について

本件は，国家公務員退職手当法の一部改正に準拠することに伴い，所要の改正を行うもの。

（4）国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程及び国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰者推薦基準の一部改正について

本件は、平成25年度に行う教育功績等表彰から、教育功績等表彰対象者にグループを加えること等に伴い、所要の改正を行うもの。

(5) 平成24年度国立大学法人佐賀大学補正予算（第2次）（案）について

本件は、学生納付金等の収入見込額及び人件費等の支出見込額の精査を行い、予算の増減により生じた新たな財源をもとに、障がいのある学生への修学支援として施設・設備の整備、事務組織等のスペース配置に伴う事務室改修・移転等、総合分析実験センター運営経費への支援等、家計困窮学生に対する経済的支援（授業料減免特別措置）、正門整備事業への支援に必要な予算措置を行い、適正かつ効果的な執行を図るために補正予算を編成するもの。

(6) 国立大学法人佐賀大学職員人事規程の一部改正について

学長から、本件について、本法人における安全衛生管理体制の強化と、これに伴う保健管理センターの関わりの明確化を目的として「保健師」を配置することに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、改正の概要等について、今般、退職する看護師の後任者について、当該財源を振り替え、職名を「保健師」とした雇用を行うため規程を改正する旨の趣旨の説明があった。

引き続き、人事課長から改正内容の詳細な説明及び平成24年12月7日開催の人事制度委員会において審議・了承済みの説明があり、審議の結果、了承された。

(7) その他

特になし。

## 【 報告事項 】

(1) 経済学部における弁護士である非常勤講師（客員教授等）の給与単価等について

岩本理事から、本件について、佐賀県弁護士会と経済学部との「法教育」及び「法学教育」の充実に関する学術協力協定に基づき、経済学部で実施されている弁護士である非常勤講師（客員教授等）が担当する講義について、国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程第19条の規程に基づき、非常勤講師給与単価等について、改定を行った旨の報告があった。

学長から、本件は、本学と弁護士会との協定によるものであり、今後、同様の理由等で、非常勤講師給与単価の増額にはならないものである旨の発言

があった。

(2) その他  
特になし。

**【 その他 】**

○ 平成24年12月30日付けで佐賀大学を転出する鈴木事務局長から、挨拶があった。

以 上